

温 泉 分 析 書

(鉱泉分析法指針による分析成績)

1、依 頼 者 : 埼玉県秩父市下吉田3848番地1

有限会社 横瀬石油

代表取締役 引間 清子

2、源泉名および採水地 : 秩父吉田温泉(源泉名:星音の湯)

: 埼玉県秩父市下吉田483-2

(採水地:テスト管より採水)

3、採水地における調査および試験成績

(1)調査および試験者 : 一般社団法人 群馬県薬剤師会(環境衛生試験センター)

田島 美紀

(2)調査および試験年月日 : 平成25年5月20日

(3)泉 温 : 17.4 ℃ (調査時の気温 20 ℃)

(4)利 用 量 : 59.6 ㍓/分 (動力揚湯)

(5)知覚的試験 : 無色透明

(6)pH値 : 9.0

(7)電気伝導率 : 208 mS/m (25℃) (交流2電極方式, 極板:チタン+白金黒)

4、試験室における試験成績

(1)試 験 者 : 一般社団法人 群馬県薬剤師会(環境衛生試験センター)

田島 美紀

(2)分析終了年月日 : 平成25年6月7日

(3)知覚的試験 : 無色透明

(4)密度 : 0.9996 g/cm³ (20℃/4℃)

(5)pH値 : 9.01

(6)蒸発残留物 : 1.32 g/kg(110℃)

5、試料1kg中の成分, 分量及び組成

(1)陽イオン

成 分	ミigram (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル% (mval%)
ナトリウムイオン (Na ⁺)	547	23.8	99.52
カリウムイオン (K ⁺)	0.93	0.02	0.10
マグネシウムイオン (Mg ²⁺)	0.23	0.02	0.08
カルシウムイオン (Ca ²⁺)	1.42	0.07	0.30
鉄(II)イオン (Fe ²⁺)	0.05	0.00	0.00
マンガンイオン (Mn ²⁺)	0.01	0.00	0.00
アルミニウムイオン (Al ³⁺)	<0.05	0.00	0.00
陽 イ オ ン 計	550	23.9	100

(2)陰イオン

成 分	ミigram (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル% (mval%)
フッ化物イオン (F ⁻)	1.7	0.09	0.39
塩化物イオン (Cl ⁻)	138	3.89	16.86
硫酸イオン (SO ₄ ²⁻)	1.8	0.04	0.16
炭酸水素イオン (HCO ₃ ⁻)	892	14.6	63.37
炭酸イオン (CO ₃ ²⁻)	132	4.41	19.10
臭化物イオン (Br ⁻)	1.2	0.02	0.07
水酸化物イオン (OH ⁻)	0.2	0.01	0.04
陰 イ オ ン 計	1,168	23.1	100

(3)遊離成分

ア 非解離成分

成 分	ミigram (mg)	ミリモル (mmol)
メタけい酸 (H ₂ SiO ₃)	12.3	0.16
メタほう酸 (HBO ₂)	19.5	0.44
非 解 離 成 分 計	31.8	0.60

イ 溶存ガス成分

成 分	ミigram (mg)	ミリモル (mmol)
遊離二酸化炭素(CO ₂) (遊離炭酸)	1.5	0.03
遊離硫化水素(H ₂ S)	0.0	0.00
溶 存 ガ ス 成 分 計	1.5	0.03

溶存物質(ガス性のものを除く)

(1) + (2) + (3)ア : 1.75 g/kg

成分総計

(1) + (2) + (3)ア, イ : 1.75 g/kg

(4)その他の微量成分

総 ひ 素 : 検出せず。(0.005mg/kg未満)

銅 イ オ ン : 0.003 mg/kg

鉛 イ オ ン : 検出せず。(0.005mg/kg未満)

総 水 銀 : 検出せず。(0.0005mg/kg未満)

6、泉 質 : ナトリウム-炭酸水素塩温泉(低張性アルカリ性冷鉱泉)

7、浴用の禁忌症, 適応症等は温泉分析書別表による。

温泉分析登録番号: 群 馬 薬 第 2 号

登 録 分 析 機 関 : 一般社団法人 群馬県薬剤師会

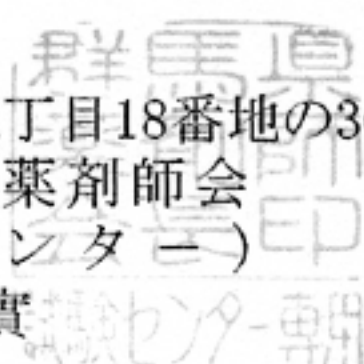
平成25年6月7日

群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地の36

一般社団法人 群馬県薬剤師会

(環 境 衛 生 試 験 セ ン タ ー)

会 長 鈴 木 實



温泉分析書別表

1. 温泉地名(源泉名): 秩父吉田温泉(源泉名:星音の湯)
2. 源泉所在地: 埼玉県秩父市下吉田483-2
(採水地: テスト管より採水)
3. 温泉分析依頼者住所: 埼玉県秩父市下吉田3848番地1
氏名: 有限会社 横瀬石油
代表取締役 引間 清子
4. 泉質: ナトリウム-炭酸水素塩温泉(低張性アルカリ性冷鉱泉)
5. 療養泉分類の泉質に基づく禁忌症, 適応症等は、次のとおりです。
 - (1)浴用の禁忌症 急性疾患(特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般的に病勢進行中の疾患、妊娠中(特に初期と末期)。
 - (2)浴用の適応症 神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進、切り傷、やけど、慢性皮膚病。
 - (3)飲用の禁忌症
群馬県の決定による。
 - (4)飲用の適応症
群馬県の決定による。

6. 浴用の一般的注意事項

浴用上の注意事項

- ア、温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当り1回程度とすること。
その後は1日当り2回ないし3回までとすること。
- イ、温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を適当とすること。
- ウ、温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり(湯さわりまたは浴湯反応)が現われることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じまたは入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- エ、以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。
 - (ア) 入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
 - (イ) 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
 - (ウ) 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない(湯ただれを起こしやすい人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい)。
 - (エ) 入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
 - (オ) 次の疾患については、原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。
イ、高度の動脈硬化症、ロ、高血圧症、ハ、心臓病。
 - (カ) 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意をする。
 - (キ) 食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。
 - (ク) 飲酒しての入浴は特に注意する。

(注)この別表は、温泉法第18条による掲示に必要な参考資料となるものである。